

### 3面からつづき

また、多様な保育サービスのひとつとして病児保育事業の拡充を図るほか、在宅子育て家庭への支援では、大島子ども家庭支援センターを拡張整備し、子育てひろば機能の拡充やリフレッシュひととき保育の定員増を図っていきます。

さらに、こども・子育て支援事業計画の次期計画を、多様な調査・分析に基づき、乳幼児から青少年期までを対象とする、子ども・子育て支援に関する総合計画として策定します。



▲安心してこどもを産み、育てられる環境づくり

### 教育環境の充実

スクールカウンセラー派遣事業では、対面や電話による相談に加え、悩みを抱えやすい夏休み末に、中学生がSNSを通じてカウンセラーに相談できる期間を設け、相談体制の充実を図ります。

中学校の部活動では、部活動指導員を配置し、教員の勤務負担軽減はもとより、部活動の運営体制の充実を図ります。

### 区民の力で築く元気に輝くまち

### 中小企業支援と東京2020大会に向けた環境整備

中小企業支援では、江東ブランド推進事業において、区内企業の国内

外の販路拡大のため、動画制作や多言語化によるWEBサイトの機能拡張を行います。

商業振興では、東京2020大会の気運醸成のため、商店街へ応援フラッグを掲揚するとともに、新たに、各お店が行うイベントや新商品の開発など、お店の集客力向上に資する事業に対し支援します。

芸術文化振興においては、東京2020大会に向け、文化コミュニティ財団と連携しながら、区独自の文化プログラムにより江東区の魅力を発信していきます。



▲展示会を開催するなど、江東ブランドをPR

### ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

### ライフステージに応じた健康づくりの推進

健康増進事業では、「江東区健康増進計画」、「食育推進計画」、「がん対策推進計画」を統合した新計画を本年3月に策定し、ライフステージに応じた健康づくりを進めていきます。

### 検診事業の充実

胃がん検診事業では、来年度から新たに胃内視鏡による胃がん検診を導入します。

乳児健康診査事業では、聴覚障害の言語発達への影響が最小限に抑え

られるよう、新生児聴覚検査を開始します。



▲検診で各種疾病の早期発見や健康状態をチェック

### 高齢者施策・障害者施策の充実

高齢者施策では、生活機能の改善を目的とした元気アップトレーニングを、新たに区内約30か所の整骨院・接骨院に拡充して実施します。

障害者施策では、パラリンピックに関するアート作品を募集・巡回展示する「kotoパラリンピックアート計画」を実施し、障害への理解や障害者の社会参加の促進と、東京2020大会の気運醸成を図ります。

### 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

### 計画的なまちづくり

都市計画マスタープランについては、新長期計画の策定を踏まえ、本区の都市計画に関する新たな基本方針として、改定に取り組んでいきます。

鉄道駅のバリアフリー推進については、鉄道事業者が実施するホームドア整備費用の一部を区が助成し、人に優しいまちづくりを推進します。

### 防災対策の充実・強化

防災対策では、災害発生時の備蓄品等の避難所への輸送を円滑化するため、区内24か所の防災倉庫における備蓄物資の再整備と、新たな管理システムの導入に着手します。

水防対策では、想定し得る最大規模の洪水や高潮による、災害想定や区民がとるべき避難行動を示した、洪水ハザードマップの改定と高潮ハザードマップを新規に作成します。



▲災害時の備蓄物資提供をより正確かつ効率的に

### 長期計画の実現に向けての取り組み

### 新たな長期計画の策定

平成32年度から始まる新たな長期計画の策定に向け、区民をはじめさまざまな方々からいただいているご意見やアイデアを踏まえ、全庁一丸となって策定に取り組んでいきます。

### 新しい時代に向けて

本年は天皇陛下が御退位され、皇太子殿下が御即位されます。平成から次の新しい時代の幕開けの年であるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を翌年に控え、その最終準備を行う極めて重要な年です。

国や世代、文化を越えた交流を通じ、人々に夢や希望、成長の機会を与えるとともに、大会を契機としたまちづくり、人づくりが将来にわたり本区発展の原動力となるよう、有形・無形のレガシーを未来に残していかなければなりません。

新しい時代においても、引き続き50万区民の負託と信頼に応えるべく、全力を傾注していきます。

## 江東区議会議員選挙 江東区長選挙

### 4/21(日)

### 郵便等による不在者投票制度

体が不自由で、選挙の時に投票所へ行くことが困難な方が、自宅等で投票用紙に自ら記入し、郵便等により投票ができる制度があります。対象は、表1に該当し、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方です。

また、表1に該当し、自ら投票の記載をすることができない方で、表2に該当する方は、あらかじめ、選挙管理委員会に届けた選挙権のある人に、投票に関する記載をしてもらうという代理記載制度が利用できます。「郵便等投票証明書」の交付手続きには日数を要し、投票日直前での交付は困難ですので、この制度を利用される場合は、お早めに選挙管理委員会事務局

現在「郵便等投票証明書」をお持ちで、すでに有効期限が切れている方は、更新手続きをしてください。また、「郵便等投票証明書」を紛失された方は、お問い合わせください。

現在「郵便等投票証明書」をお持ちで、すでに有効期限が切れている方は、更新手続きをしてください。また、「郵便等投票証明書」を紛失された方は、お問い合わせください。

### 視覚に障害のある方は

視覚に障害がある方には「点字ジャーナル号外」「選挙のお知らせ」や「音声版選挙公報」、点字シールを貼った「投票所入場整理券」を郵送します。ご希望の方は、選挙管理委員会事務局にご連絡ください。

表1 郵便等投票のできる方

手帳の種類	障害の種類・要介護状態の区分	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護5	-

表2 代理記載制度を利用できる方

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症から第2項症

## ウミネコ被害の防止対策を 繁殖期を前に防除網などの設置を

5〜7月下旬にかけて、ウミネコが緑化されたマンションの屋上に巣を作り、産卵・繁殖をして、周辺で鳴き声やフンの被害にあふ事例が増えています。しかし、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、ウミネコの捕獲や卵を採取することは禁止されています。

被害を防止するには、繁殖期の前からの対策が必要です。緑化スペースに防除網を設置したり、屋上の縁にテグス(釣糸)を張り巡らせたりするなど、ウミネコに巣を作らせないようにしてください。また、巣が作られてしまった場合でも、産卵前であれば、巣を撤去することが可能です。

4月下旬から頻繁に屋上を点検して、巣が作られているかどうかを確認するとともに、ウミネコを寄せ付けないよう対策をお願いします。

「相談環境保全課環境美化係」  
TEL (3647) 9373  
FAX (5617) 5737

「防除網等に関する課」  
東京都環境局自然環境部計画課  
TEL (5388) 3505  
FAX (5388) 1379